

災害等発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会
神奈川支部（以下「乙」という。）は、災害等発生時における応急対策活動の
用に供する資機材等のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害等」という。）にお
いて、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津
波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは
爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基
本法施行令で定める原因により生ずる被害が神奈川県内で発生し、又
は発生するおそれがある場合
- （2） 国内で武力攻撃事態又は緊急処理事態が発生し、甲が神奈川県国民
保護対策本部、神奈川県緊急処理事態対策本部又は神奈川県危機管理
対策本部を設置した場合

（連絡体制等の確認）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよ
う、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。
なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に
連絡するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害等発生時において、甲は、乙に応急対策活動の用に供する資機材
等のレンタルに関する協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、様式2-1により行う。
但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を
乙に送付するものとする。
- 3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないとき
は、乙の会員に様式2-2により当該協力を要請することができる。但し、
緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙の会
員に送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員等に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に様式3-1により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

2 乙の会員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に様式3-2により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(資機材等の引き渡し及び引き取り)

第5条 乙又は乙の会員は、前条により実施可能とした資機材等の引き渡しについて、様式2-1又は様式2-2により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。

(情報の提供)

第6条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の会員は、災害等の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、前項に基づき甲から提供された情報を乙の会員等に提供する。

3 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害等の状況等、甲が災害等発生時における対策を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手續)

第7条 乙は、乙の会員等がこの協定に基づく協力を実施した場合は、様式4にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の会員等が行った資機材等のレンタルに要した費

用（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 資機材等のレンタルの価格は、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前条の報告の後、自らが定める支払請求書にて甲に対し経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙又は乙の会員に経費を支払う。

（損害賠償）

第9条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の会員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

（第三者への損害賠償責任）

第11条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

- 2 乙及び乙の会員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を様式5により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の解除）

第12条 甲は、乙及び乙の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙及び乙の会員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

平成 18 年 12 月 1 日に締結した災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



乙 横浜市神奈川区栄町 2-10

アール・ケープラザ横浜Ⅲ 1103 号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金 子 眞紀子



家畜伝染病発生時における資機材供給に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の発生又は発生の恐れがある場合（以下「家畜伝染病発生時」という。）における必要な資機材の供給に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内における家畜伝染病発生時において、甲が乙から資機材を調達するために、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる家畜伝染病）

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、殺処分等を必要とする緊急性の高い家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病等緊急性が高いと判断される家畜伝染病）とする。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病発生時において資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

3 甲の協力要請の方法は、乙に対し、以下の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、後に文書を提出するものとする。

- （1） 協力要請理由
- （2） 必要資機材の種類及びその数量
- （3） 発生場所又は設置場所
- （4） レンタル（賃貸）期間
- （5） その他の必要事項

（資機材の種類）

第4条 資機材の種類は、以下のとおりとする。

- （1） 埋却溝掘削用重機
- （2） 資機材輸送車両
- （3） テント
- （4） 照明器具
- （5） コードリール
- （6） 仮設トイレ
- （7） 簡易手洗い場
- （8） その他乙の取扱商品

（受渡し及び返還）

第5条 乙は、甲から資機材供給の要請があった場合の資機材の受け渡し及び、甲からの供給資機材の返却は、原則として発生場所又は設置場所で行い、その運搬は乙が行うものとする。

（供給資機材の消毒）

第6条 甲は必要に応じ、乙が供給した資機材に対し、甲及び乙が認める然るべき消毒を実施して返却するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の受け渡し場所ごとに、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって報告し、後に文書を提出するものとする。

- （1） 資機材の種類、規格及びその数量
- （2） その他連絡事項

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する甲の連絡窓口は、神奈川県環境農政局農政部畜産課、乙については一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部とする。

2 協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方とも連絡責任者を定め、連絡責任者に変更があるときは、双方速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は資機材を供給した乙に対し、資機材の賃貸料を支払う。

2 前項の賃貸料は、家畜伝染病発生直前の適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達・供給が、家畜伝染病発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制と、可能な限り資機材の保有状況等についての情報交換を適時行うものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項、協定の実施について必要な事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

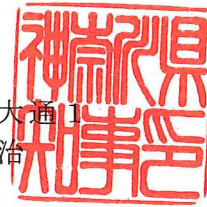
2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合、若しくは名称その他法人の資格が変更された場合は、当該業務を所管する法人がその地位を承継する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月23日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地10
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支 部 長 金子 眞紀子



神奈川県 正会員分布図

本社所在地・☎

正会員57社

(株)ワキタ	044(355)2821	(株)アクトワンマテ	044(280)2220
富士建機(株)	044(777)3562	(株)アルファントール	044(266)1003
(株)キナン	044(201)1022	(株)カナモト	044(329)4081
コマツレンタル(株)	050(3486)7836	川崎大正建機(株)	044(865)3531
		(株)成松屋	044(287)1655
		(株)日商機械	044(201)3621
		武蔵機械(株)	044(344)3587

●緑・旭区・瀬谷区

石本デール(株)	045(922)6134
(株)クハラ	045(353)1561
ケーテック(株)	045(360)6977
ユナイト(株)	045(365)3571
大都機械(株)	045(744)6474
(株)レント	045(952)7171

●青葉・都筑区

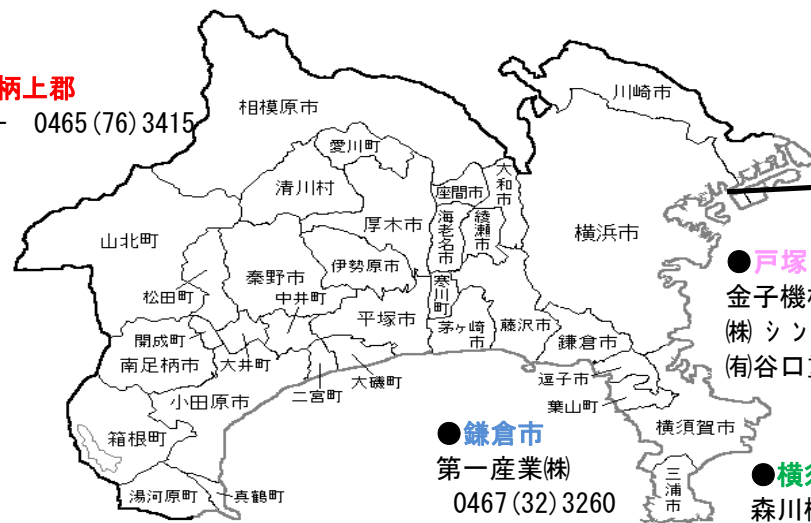
三和機工(株)	045(961)4011
(株)タケチ	045(941)4792
(株)つづき建機	045(929)1850
日立建機日本(株)	045(472)4501
(株)サコス	045(929)2270

●港北・鶴見区

(株)関東産業	045(504)3838
共栄建機(株)	045(521)5136
(株)共栄建設機械	045(582)0151
新日本建販(株)	045(473)4011
(株)電動舎	045(501)1641
美浜建機(株)	045(471)5249

●足柄上郡

(株)サト	0465(76)3415
-------	--------------



●戸塚・泉区

金子機械(株)	045(822)7231
(株)シンコー	045(858)4111
(有)谷口重機工業	045(303)7900

●鎌倉市

第一産業(株)	0467(32)3260
---------	--------------

●横須賀市

森川機工(株)	046(861)1131
(有)ソーゴ・ケン横須賀	046(857)6370
(株)レンタルプラス	046(830)3005

●藤沢市

志賀産業(株)	0466(82)1711
(株)鈴機商事	0466(48)8888
藤本産業(株)	0466(44)2720
(株)川藤レンタル	0466(88)5892

●小田原市

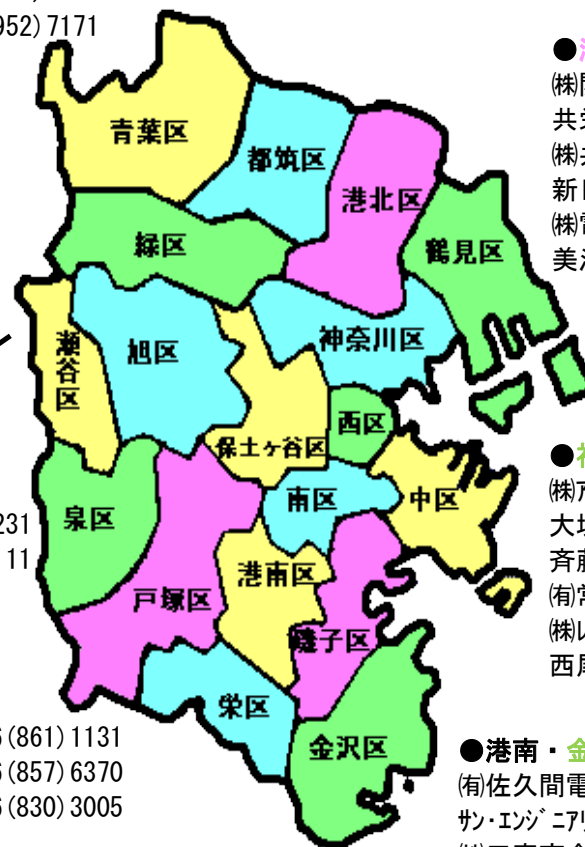
(有)岡本建機工業	0465(36)3777
(株)関東建機サービス	0465(36)7214
(株)西湘機材	0465(36)5115
日本機材(株)	0465(48)2221

●平塚市

平澤機工(有)	0463(55)8660
---------	--------------

●茅ヶ崎市

チカサレンタル(株)	0467(84)4633
------------	--------------



<横浜市拡大>

●神奈川・中・南・保土ヶ谷区

(株)アケイ	045(641)1411
大塚機械(株)	045(481)0850
斉藤機械(株)	045(252)1255
(有)常盤工業	045(372)2950
(株)レンタルのニッケン	045(250)1045
西尾レンタル(株)	045(628)3350

●港南・金沢区

(有)佐久間電機商会	045(774)1361
サン・エンジニアリング(株)	045(784)0553
(株)三恵商会	045(831)4411
(株)生産技術パートナーズ	045(787)3911
(株)レンタルガッタ	045(772)1922

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 神奈川支部

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケーブラザ横浜Ⅲ 1103号

TEL 045-440-1116 FAX 045-440-1117